

第6章 水 防 施 設

第1節 水防倉庫及び資器材

1 水防倉庫及び資器材の整備

(1) 県

水防管理団体の備蓄水防資器材で緊急の場合に際し不足するような場合、応急支援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により、水防倉庫を管理している地方局建設部長及び土木事務所長が払出し使用するものとする。

県 倉 庫 使 用 計 画

県 倉 庫 名	管 理 機 関 名	対 象 管 理 団 体 名
本 部 倉 庫	中 予 地 方 局 建 設 部	県内水防管理団体
四 国 中 央 倉 庫	東 予 地 方 局 四 国 中 央 土 木 事 務 所	四国中央市
西 条 倉 庫	東 予 地 方 局 建 設 部	新居浜市、西条市
周 桑 倉 庫	”	西条市
今 治 倉 庫	東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	今治市、上島町
大 洲 倉 庫	南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	大洲市、内子町
八 幡 浜 倉 庫	南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	八幡浜市、伊方町
西 予 倉 庫	南 予 地 方 局 西 予 土 木 事 務 所	西予市
宇 和 島 倉 庫	南 予 地 方 局 建 設 部	宇和島市、松野町、鬼北町
愛 南 倉 庫	南 予 地 方 局 愛 南 土 木 事 務 所	愛南町

地方局建設部長及び土木事務所長は、水防管理団体が所管する区域の地勢や水防活動の実施状況等に応じて必要な水防資器材を備蓄するものとし、常にその在庫員数を調査し、員数が不足した場合は補充するとともに、その受払を明確にしておくものとする。

(注) 水防資器材保有状況は、資料編第3 P141～P151 参照

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつめるよう努めなければならない。設置倉庫は、国土交通省建築基準、間口9.1m、奥行3.64m、面積33㎡を目安とし、設置箇所は水防活動に便利な箇所とすること。

水防倉庫1棟当たりの資材備蓄の目安となる数量は次表のとおりとする。

なお、水防管理者は所管する区域の地勢や水防活動の実施状況等に応じて、その種類・数量を増減することができる。

水防資材備蓄の目安（水防倉庫1棟当たり）

資 材 名	単 位	数 量	
土のう用袋類（空袋、かます、麻袋、ビニール袋）	枚	3,000	
杭 ・ 丸 太 類	1 m	本	100
〃	2 m	〃	100
〃	3 m	〃	50
〃	4 m	〃	50
縄	巻	10	
む し ろ	枚	30	
鉄 線	kg	50	

第2節 輸 送 の 確 保

水防管理団体は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる想定のもとに万全の措置を講じ、地方局建設部、土木事務所、四国地方整備局各河川国道事務所、水防管理団体相互の連絡経路及び資材の機動確保等について事前に調査して具体策を立案しておくものとする。

水防本部において水防現地に対する水防資材の輸送、応援人員の輸送等については、県地域防災計画の緊急輸送計画による。

第3節 通信連絡施設

1 県の通信施設

本県の通信施設においては、従来からの地上系防災行政無線を無線設備の老朽化等に対応するため、平成13年度から平成15年度にかけて、県庁や中継局、総合庁舎を結ぶ基幹部分を愛媛情報スーパーハイウェイ及び多重無線回線へ移行した。平成19年度には、県と市町等を結ぶ端末部分及び愛媛情報スーパーハイウェイ部分をブロードバンドの有線方式に切り替え、平成20年4月から「地上系防災通信システム」として運用を開始している。

更に、平成27年度から2か年をかけて、回線の多重化、非常用電源及び映像機能を強化し、耐災害性を大幅に向上させ、災害時の情報収集・伝達体制の一層の充実強化を図っている。(図 P219～220 参照)

2 河川等情報システムの整備

本システムは、県下全域の雨量、水位等の観測データを即時に収集・把握し、防災関係機関への情報提供を行うとともに、的確な水防警報の発表や住民への避難指示の迅速化など、総合的な水防体制と防災体制の確立を目指し、平成8年度から整備を行い、平成10年4月から八幡浜、大洲、西予土木事務所管内、平成11年4月から中予地方局管内、また、平成12年4月から東予地方局、南予地方局管内並びに県庁統括局で運用を行っている。

本システムは、県庁に設置される統括局と東、中、南予地方局建設部に設置される監視局(3箇所)及びその他土木事務所に設置される土木局(7箇所)及び観測局から構成されている。

県内全域には、観測局として雨量局及び水位局が合計98局設置されており、3箇所の監視局に設置されたテレメータ監視装置で各監視局管内の観測局を呼び出し、雨量・水位等の観測データを収集している。

各監視局において収集した観測データを元に、10分間隔の定時演算処理から日集計演算までの一次演算処理を行っている。処理されたデータは、表示端末装置により画面表示するとともに、愛媛情報スーパーハイウェイを利用して統括局へ伝送する。(図 P221～222 参照)

統括局へ伝送された全県データは、二次演算処理を行った後、表示端末装置にて画面表示している。

また、統括局に集められた観測データ及び処理データは各監視局へ配信し、監視局においても統括局と同様の全県域の観測データを表示することが可能となっている。(図 P223～224 参照)

なお、本システムで表示可能な主なデータは次のとおりである。

◎雨量 (58 箇所) 雨量 (10 分、30 分、1 時間、3 時間、6 時間、24 時間、累計)

※ 通常 10 分観測

◎水位 (40 箇所)

※ 通常 10 分観測

◎ダム諸量 (6 箇所) 諸量 (貯水位、貯水量、流入量、放流量、貯水率)

※ 通常 10 分観測(一部ダムを除く)

平成 18 年度から四国地方整備局の光ファイバー網を利用した整備局と四国 4 県の「情報提供ネットワーク」の運用を開始し、整備局から県に対し映像情報が提供されることとなった。

また、平成 19 年 11 月から県内（国土交通省、気象庁、県等）の雨量・河川水位・ダム諸量等を県のウェブサイトにおいて公開し、平成 25 年 6 月から、利用登録者に対し愛媛県河川情報アラームメール（えひめ^{かわ}河川メール）を、平成 27 年 3 月から河川監視カメラによる河川状況（静止画像）を配信している。

3 災害時優先電話及び非常・緊急電報

天災、事変等で水防関係の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、公共の利益等のために緊急を要する通話及び電報であって、他の通話及び電報に優先扱いするものであり、以下により利用する。

(1) 災害時優先電話

あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 電報の非常・緊急扱い

イ 利用期間は、前記の事態の発生又は発生するおそれのあるときからその事態が解消するまでとする。

ロ 電報申込の際、必ず「非常」又は「緊急」の旨を告げること。

ハ 水防関係機関等相互間において発信し又は配達を受ける場合に限る。

(例)

非常扱い通話又は電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要する事項	気象機関相互間
2 洪水、内水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用無線、電話等の通信施設を使用することができる。

イ 四国地方整備局無線施設

ロ 警察通信施設

ハ 気象台通信施設

二 四国旅客鉄道株式会社通信施設

ホ 電気通信施設

へ 四国電力通信施設

ト 陸上自衛隊松山駐屯地通信施設

チ 海上保安部通信施設（巡視船艇通信施設を含む）

リ NHK松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、愛媛県CATV
協議会通信施設

(4) 報道機関の活用

水防本部は、各種災害対策事項については放送局及び新聞社の全面的協力により、これを報道するものとする。

(5) その他の非常連絡

各水防管理団体は、各集落等との連絡のため、一般加入電話所有者又は有線放送等の管理者と
その施設を水防時に使用することを協定し、非常連絡のできる措置を講じておくものとする。